

質問第三八号

米国からの桃の輸入解禁要請に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月十九日

宮沢由佳

参議院議長 山東昭子 殿

米国からの桃の輸入解禁要請に関する質問主意書

米国から桃の輸入解禁の要請があったことに関して、以下質問する。

一 本年二月四日に米国から桃の輸入解禁の要請があり、四月一日に通商弘報に公表された。公表に先立ち、三月三十日及び三十一日に関係者を対象にオンラインで事前説明会が開催されたと承知している。

二月四日から三月三十日までの期間に関し、政府は説明会の資料を集める期間であったと本年四月七日の参議院農林水産委員会で答弁しているが、なぜ、桃の国内主産地にとって大変重要な、知りたい情報をすぐに公表しなかったのか。米国から要請があった事実だけでもすぐに公表すべきであったと考えるが、政府は国内の桃農家に寄り添う思いはあるのか。政府の見解を示されたい。

二 桃の他に、現時点で米国から輸入解禁を要請されている農産物があれば明らかにされたい。

三 桃の輸入に関する具体的な検疫措置について

1 具体的な検疫措置を今後協議した結果、十分な検疫措置が取れないと分かった場合は輸入禁止のままとなるのか。

2 十分な検疫措置ができるか否かに関し、具体的にどのようなプロセスを経て判断し、対応を決定する

つもりか。

四 桃の輸入が解禁された場合の国内主産地への影響調査を政府において実施すると承知しているが、いつまでに、どのような調査を行い、いつまでに、どのようにして調査結果を公表するのか示されたい。

五 桃が輸入解禁された場合、桃農家に対し政府はどのような支援を行うのか。具体的な支援策を示されたい。

六 昨年の米国産スモモの輸入解禁に関して、政府は国内主産地の農家や自治体、関係団体への説明を怠り、国内産地に一連の情報が全く伝えられていなかった。政府はこの件をどのように反省し、今後どのように活かしていくのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。